

これからの民生委員・児童委員制度と活動のあり方に関する検討委員会
中間報告

平成 28 年 11 月

全国民生委員児童委員連合会

はじめに

民生委員制度は、来年（平成 29 年）、制度創設 100 周年という大きな節目を迎えます。多くの先達が守り、育ててきた民生委員制度がこれまで果たしてきた役割はきわめて大きく、わが国が世界に誇るべき財産といえましょう。

今日、家族や社会の姿が大きく変化するなか、人びとが直面している生活課題、福祉課題は一層多様化、複雑化しています。そのなかにあって、住民の身近な相談相手であり支援者である民生委員・児童委員に寄せられる期待は大きく、その活動はより幅広いものとなっています。

しかし、こうした状況は民生委員・児童委員の負担拡大にもつながっており、短期間での退任者の増加とともに、新たな担い手不足が指摘されています。定員に対する欠員率はこの 15 年間で 3 倍に拡大しており、こうした状況に対して全国の関係者が共通して大きな危機感を有しています。

本会では、制度創設 100 周年を前に、今後とも民生委員・児童委員制度を維持・発展させていくため、これまでの 100 年の総括のうえにたって、現状と課題を踏まえながら、今後に向けた制度や活動のあり方について検討を行なうことが必要との認識にたち、本年 1 月に本委員会を設置しました。

委員会では、「民生委員活動 100 年の総括」、「今後の社会の変化と民生委員・児童委員活動の方向性」、「よりよい活動のために期待される環境整備への提案」を大柱とし、作業委員会を設置するとともに、各ブロック会議での協議、また都道府県・指定都市民児協へのアンケート等を行ないつつ、今般、中間報告を取りまとめました。

本中間報告は、これまでの検討内容についてその要点を広く関係者に提示するものとしてまとめたものであり、今後、全国の関係者からの意見も踏まえつつ、最終報告に向けて、さらに検討を行なっていく予定としています。

とくに、現在、全民児連では、100 周年記念事業の一つとして、全国すべての民生委員・児童委員を対象とした「モニター調査」を実施しており、そこでは民生委員・児童委員の意識調査、また単位民児協の実態調査が含まれていることから、今後の検討においては、それらの成果も反映させていきたいと考えています。

今回示した活動環境整備のための具体的提案の中には、国や地方自治体による対応が必要なもの、また民児協関係者自身で取り組むべきものが含まれています。もちろん民生委員・児童委員制度は今後とも全国統一の制度として維持されるべきものですが、同時に、その活動は地域に密着したものであることから、ぜひ都道府県・指定都市、市区町村の民児協においても、それぞれに積極的な検討をいただきたいと思います。そのための資料として、本中間報告をご活用いただければ幸いです。

平成 28 年 11 月

全国民生委員児童委員連合会

これからの民生委員・児童委員制度と活動のあり方に関する検討委員会

委員長 堀江正俊

目 次

はじめに

I. この 100 年間を振り返って	1
1. 民生委員・児童委員制度の歴史	1
2. これまで民生委員・児童委員が果たしてきた役割	5
(1) 地域住民や地域社会を支えてきた役割	5
①地域住民の身近な相談相手、見守り役としての存在	5
②行政の協力者として福祉制度を効果的に機能させる存在	5
③民間社会福祉活動（社協活動、共同募金運動）の推進者たる存在	6
④地域課題の可視化とそれに基づく支援制度の創出と拡充	6
(2) わが国社会福祉制度の充実・発展に果たした役割	6
①見えづらい住民課題を明らかにした「モニター調査」活動	6
②民生委員による課題解決のための「全国運動」	7
【これらの取り組みを進めた民児協「活動強化方策」】	7
(3) 民生委員・児童委員活動の本質	9
II. 新たな時代の民生委員・児童委員活動	10
1. 変わる社会の姿と社会福祉のあり方見直し	10
(1) 社会の変化	10
(2) 社会福祉のあり方の見直し	11
①近年における社会福祉諸制度の見直し等	11
②これからの社会福祉～地域共生社会の実現	13
2. これからの民生委員・児童委員活動	14
(1) 民生委員・児童委員がめざすもの	14
(2) 「守り続けていくべきもの」と「時代の変化に応じた対応」	15
①民生委員としての「やりがい」と「誇り」	15
②これからも守り続けていくべきもの	15
③時代の変化に即した活動～これからの活動の視点	17
④民生委員児童委員協議会（民児協）の活動強化	18
(3) すべての民生委員が児童委員であることを意識した活動	20
①民生委員が児童委員を兼ねている意義について	20
②主任児童委員と児童委員（区域担当委員）の連携強化	20

III. 民生委員・児童委員活動の充実のために期待されること	21
1. 民生委員・児童委員および活動の現状	21
(1) 民生委員・児童委員数、男女別・年代別内訳	21
(2) 委員活動の状況	22
(3) 単位民児協活動の状況	23
2. 今後期待される取り組み	25
(1) 民生委員・児童委員の選任・配置について	25
1) 現在指摘されている課題	25
2) 今後、検討および対応が期待されること	26
①欠員拡大の背景分析の必要性	26
②「民生委員は大変」とのイメージの払しょく	26
③多様な人材の確保	26
④就業と民生委員活動の両立	26
⑤委員候補者の選任方法の多様化	27
⑥現行の選任基準、配置基準等に関して	27
(2) 民生委員・児童委員の活動について	30
1) 現在指摘されている課題	30
2) 今後、検討および対応が期待されること	31
①活動上の負担感の分析	31
②民生委員は専門職ではないことの再確認	31
③活動範囲の整理	31
④行政協力のあり方	32
⑤1区域複数委員担当制の検討	32
⑥社協等関係機関・団体等との連携・協働	33
⑦民生委員活動を支える仕組み	33
(3) 民生委員児童委員協議会について	35
1) 現在指摘されている課題	35
2) 今後、検討および対応が期待されること	36
①単位民児協の運営強化のための環境整備	36
②意見具申機能の強化	38
②連合民児協の位置づけの明確化	38
③単位民児協と連合民児協との役割（任務）の整理	38
おわりに	39
委員名簿	40

I. この 100 年間を振り返って

1. 民生委員・児童委員制度の歴史

民生委員・児童委員制度は、大正 6 年、岡山県で創設された「済世顧問制度」を源とし、翌大正 7 年、大阪府で創設された方面委員制度が全国に広がり、以来、100 年に及ぶ歴史と伝統、そして実績を有する制度である。

この 100 年間を、とくに制度的な動向、また全国統一的な活動の視点から概括したものが 4 頁の年表であるが、特徴的なこととして、以下のような点をあげることができる。

①制度創設初期（大正 6 年～昭和初期）

- ・ 国民の生活状況が厳しさを増す時期にあって、制度創設の趣旨であった地域住民の救貧、防貧のための活動に力を注いだ。
- ・ とくに今日まで継続されている「住民の生活状況の把握」を進め、それを記録化するなど、地域社会の実情調査にも積極的に取り組んでいた。

②制度発展期（昭和初期～終戦）

- ・ 昭和 3 年には、全県に委員制度が創設されるところとなり、年間の活動実績も全国で 35 万件を数えるなど、まさにわが国社会事業の中核となった。
- ・ 国民生活の窮乏のなか、方面委員は公的な救済制度の創設に向け運動を展開、昭和 4 年に救護法成立を実現した。
- ・ しかし財政上の問題から救護法は施行のめどがたたない状況に陥った。この状況を開拓すべく、方面委員を中心に全国の社会事業関係者が救護法実施促進運動を開拓した。昭和 6 年 2 月には全国の方面委員代表 1,116 名が連署した「救護法実施請願ノ表」を上奏するに至り、事態は急転、翌昭和 7 年 1 月からの施行をみた。
- ・ 救護法実施に伴い、方面委員は、救護法実施の補助機関たる「救護委員」に充てられることになった。こうした状況を受け、方面委員制度を全国統一の制度運用とする必要性や適切な人材確保等のために、昭和 11 年 11 月、方面委員令が公布され、方面委員制度は全国統一の制度となった。

③戦後初期（昭和 21 年～昭和 41 年頃）

- ・ 戦後、昭和 21 年の民生委員令により、方面委員は民生委員と改称された。「民生」とは「国民の生活、生計」といった意であり、国民生活の幅広い課題の相談に応じる役割をその名称において示したものといえる。
- ・ 翌昭和 22 年には、福祉諸法のなかで最も早く児童福祉法が成立した。戦災孤児への対応等が急がれたためであるが、この児童福祉法において、「児童委員」制度が創設され、民生委員が児童委員を兼ねるものとされた。これは、子どもの問題への対応には家庭全体への相談支援が不可欠であり、方面委員以来の実績、また家庭側の負担への配慮もあった。

- ・ 昭和 30 年代に入ると、民生委員・児童委員（以下、「民生委員」と略）は、いまだ厳しい経済状況下にあった人びとの生活を支えるため、「世帯更生運動」に取り組むとともに、「心配ごと相談事業」などを通じて住民の身近な相談相手としての役割を果たし、必要な支援へのつなぎ役となった。

④昭和後期（昭和 42 年～63 年）

- ・ 昭和 42 年は、済世顧問制度に始まる民生委員制度の創設から 50 周年の節目の年となった。全国民生委員児童委員協議会（全民児協、現在の全民児連）は、全国的な民生委員活動の充実と方向性を明らかにするため、「活動強化要綱」を策定した。そして、以後 10 年ごとに「活動強化方策」となって今日に至っている。
- ・ この「活動強化要綱」は、従前、民生委員個々の活動に重点が置かれていたものを、民児協という組織活動に重点を置くことにより、全国的な活動の平準化とともに、全国的に取り組むべき課題を明らかにした。
- ・ こうした民児協活動の取り組みとして、全国の民生委員による「全国モニター調査」および「全国運動」が相次いで取り組まれ、公的な福祉制度の充実にも大きな役割を果たすこととなった。昭和 43 年の「居宅ねたきり老人実態調査」（名称は当時）は、わが国初のねたきり高齢者の実態調査であり、当時で 20 万人以上を数えるというその結果は、社会的にも大きな衝撃を与えた。また、これ以後相次いで実施された在宅介護者に関する各種の調査なども社会的に大きな影響を与えた。
- ・ 昭和 50 年代以後、急速に進む高齢化のなかで、高齢者介護の問題は社会的な課題となり、在宅福祉の推進とともに、身近な地域での支援活動が重要となった。民生委員は、地域の社会福祉協議会とも協力し、「小地域ネットワーク活動」を進め、住民支援の体制づくりに取り組んだ。
- ・ 昭和 40 年代から 50 年代にかけては、児童委員としての活動も活発に展開された。昭和 47 年の「妊産婦の保健と生活実態調査」などの一方、全国的な運動として「丈夫な子どもを育てる母親運動」（昭和 44 年～）、その発展としての「心豊かな子どもを育てる運動」（昭和 59 年～）を展開した。

⑤平成初期（平成元年～平成 12 年）

- ・ 平成に入ると少子化の問題も急速にクローズアップされることとなった。高齢者のゴールドプラン（昭和 63 年）に続き、子育て支援のための「エンゼルプラン」も策定されることとなり（平成 6 年）、児童委員への期待も高まることとなった。
- ・ そうしたなか、民児協組織として、子どもや子育て家庭への支援を積極的に進めていくため、全民児連・全社協・厚生労働省による検討会報告を踏まえ、平成 6 年 1 月に「主任児童委員」制度が創設され、児童委員活動の強化が図られるところとなった。

⑥現在（平成 12 年～）

- ・ 少子・高齢化の進行のなか、平成 12 年には、戦後の社会福祉諸制度のあり方を大きく見直す社会福祉基礎構造改革とともに、介護保険制度が施行された。地域福祉の推進に伴い、民生委員法も戦後初めてといえる大きな改正が行なわれ、その性格が従前の「名誉職」から「住民の立場に立った支援者」と改められるとともに、地域福祉推進の担い手であることも明示された。
- ・ 地域社会や家庭の姿が大きく変化するなか、国民の福祉課題、生活課題は多様化し、民生委員が対応すべき住民の課題も一層幅広いものとなってきた。孤立（死）の防止、児童や高齢者、障がい者への虐待への対応、認知症高齢者の支援、悪質商法被害の防止、さらには災害時要援護者支援体制の構築等において、民生委員の協力が求められるところとなった。
- ・ とくに阪神・淡路大震災（平成 7 年）以後、相次ぐ自然災害を受け、高齢者や障がい者といった災害時要援護者への支援体制構築は、民児協の自主的な活動として力が注がれてきた。平成 19 年の民生委員制度創設 90 周年に際しては、全民児連は「災害時一人も見逃さない運動」を提唱し、全国の民児協において災害時要援護者台帳の作成等の取り組みが進められた。平成 23 年に発生した東日本大震災においては、この運動の成果もあり、被災地において民生委員が多くの住民の支援に力を發揮したが、その一方で 56 名もの民生委員が避難支援中に津波にのまれ、犠牲となった。

『民生委員制度 70 年史』（全民児協発行、昭和 62 年）をもとに整理

民生委員・児童委員制度および活動の歴史（主なもの）

全民児連まとめ

- 大正 6 年（1917） 岡山県で民生委員制度の源である「済世顧問制度」創設
- 大正 7 年（1918） 大阪府で「方面委員制度」が発足
- 昭和 3 年（1928） 方面委員制度が全国に普及
- 昭和 11 年（1936） 方面委員令公布（方面委員の活動が全国統一的に運用）
- 昭和 21 年（1946） 民生委員令公布（方面委員を民生委員に改称、厚生大臣委嘱に）
- 昭和 22 年（1947） 児童福祉法公布（民生委員が「児童委員」に充てられる）
- 昭和 23 年（1948） 民生委員法公布
- 昭和 26 年（1951） 「民生委員信条」制定（第 6 回全国民生委員児童委員大会）
- 昭和 27 年（1952） 「民生委員 1 人 1 世帯更生運動」実践決議（第 7 回全国大会）
- 昭和 28 年（1953） 民生委員法改正（福祉行政の協力機関としての位置づけの明確化）
- 昭和 30 年（1955） 世帯更生資金貸付制度創設
- 昭和 35 年（1960） 心配ごと相談事業に対する国庫補助創設（運営要綱・要領制定）
- 昭和 42 年（1967） 民生委員制度創設 50 周年 「活動強化要綱」策定
- 昭和 43 年（1968） 「居宅ねたきり老人実態調査」実施（初の全国モニター調査）
- 昭和 46 年（1971） 「丈夫な子どもを育てる母親運動」を展開
- 昭和 52 年（1977） 民生委員制度創設 60 周年、「活動強化方策」策定
全国モニター調査「老人介護の実態調査」実施
- 昭和 59 年（1984） 「心豊かな子どもを育てる運動」を展開
- 昭和 60 年（1985） 全国モニター調査「在宅痴呆性老人の介護者実態調査」実施
- 昭和 62 年（1987） 民生委員制度創設 70 周年、「活動強化方策」策定
- 平成 2 年（1990） 福祉関係 8 法改正（在宅福祉の推進へ）
- 平成 6 年（1994） 主任児童委員制度創設
- 平成 9 年（1997） 民生委員制度創設 80 周年、「活動強化方策」策定
「子どもと子育てに関するモニター調査」実施
- 平成 12 年（2000） 社会福祉基礎構造改革、介護保険制度施行
民生委員法改正（名誉職から地域福祉推進の担い手に）
- 平成 13 年（2001） 児童福祉法改正（主任児童委員の法定化、役割の明示）
- 平成 18 年（2006） 「災害時一人も見逃さない運動」を展開（90 周年記念事業）
- 平成 19 年（2007） 民生委員制度創設 90 周年、「活動強化方策」策定
- 平成 23 年（2011） 東日本大震災（56 名の民生委員が活動中に犠牲に）
- 平成 25 年（2013） 民生委員法改正（分権改革一括法により委員定数の条例委任等）
- 平成 26 年（2014） 「民生委員・児童委員の活動環境の整備に関する検討会」報告（厚労省）
- 平成 29 年（2017） 民生委員制度創設 100 周年

2. これまで民生委員・児童委員が果たしてきた役割

制度創設以来、今日に至るまでの 100 年間、民生委員（戦後、児童委員としての役割を含め）は、さまざまな役割を果たしてきた。以下、大きく、

- 地域住民や地域社会を支えてきた役割
- わが国社会福祉制度の充実・発展に果たした役割

という 2 の観点から、その実績について概括することとする。

（1）地域住民や地域社会を支えてきた役割

①地域住民の身近な相談相手、見守り役としての存在

- ・ 方面委員の時代以来、民生委員は地域住民の一員として、よき友人、よき隣人として、地域の人びとに寄り添う存在であった。困ったことがあれば身近な相談相手として相談に応じ、また、さまざまな課題を抱えた人びとや家庭を見守る存在であった。「心配ごと相談事業」はその代表的な取り組みであり、今日まで続いている。
- ・ そうした取り組みのなかで、困った時には民生委員に相談すれば、「一緒に考えてくれる」「力を貸してくれる」、また「いつも民生委員が見守っていてくれる」という人びとの思いとなり、地域に安心感を与えることにつながった。

心配ごと相談事業

方面委員時代より、民生委員による住民の相談活動はその中心であり、生活上のあらゆる相談に応じる「よろず相談所」という役割を担っていた。戦後は、住民にとって「簡便で、気の抜けない窓口が必要」との声を受け、「民間施設でありつつも、相談機能が発揮できるもの」として、民生委員による「心配ごと相談所」が全国各地に設置されるようになった。

相談所は社協が設置、運営を民生委員が担う、という形で全国に普及し、昭和 40 年代初頭には 2 千か所を数えた。相談内容は、当初は「生活苦」、「家庭不和」、「住宅問題」等が中心であった。その後も拡大を続けた本事業は、平成 2 年には相談か所数 3,138、年間相談件数 30 万件を数え、相談内容も一層幅広いものとなった。

②行政の協力者として福祉制度を効果的に機能させる存在

- ・ 救貧・防貧を主たる目的とする済世顧問制度、方面委員制度の発足以来、民生委員は常に行政の協力者として住民と公的な福祉制度をつなぐ役割を担ってきた。昭和初期の救護法、母子保護法、少年教護法、戦後も生活保護法（旧法では補助機関）や福祉諸法において行政の協力機関となってきた。
- ・ 今日においても、自ら「声を出せない人」「声を出さない人」をいかに支援につなぐかが課題とされているが、民生委員は、地域にあって、そうした人びとを自ら把握することで、公的な支援に結び付ける存在でもあった。
- ・ また、生活保護をはじめ、住民が各種の支援制度を利用する際、その必要性の客観性担保等のため、民生委員による「意見書」や「世帯状況の確認・証明」が求められてきた。これらは、民生委員の社会的信頼があればこそ可能であった。

③民間社会福祉活動（社協活動、共同募金運動）の推進者たる存在

- ・ 知事や大臣の委嘱を受けていたとはいえ、方面委員、民生委員の本質は民間奉仕者であり、わが国民間社会福祉活動の発展に大きく貢献してきた。
- ・ 市町村社協の設立当初、社協組織の中核は民生委員であった。現在においても、地区社協では民生委員が主要な役割を担っている。
- ・ そして、生活福祉資金貸付事業、心配ごと相談事業をはじめ、社協の基幹となってきた事業の多くで、民生委員の取り組みや協働がその基礎となってきた。
- ・ 共同募金についても、民生委員による「歳末同情募金」が歳末助け合い募金の原点となったように、当初より深い関係にあり、現在でも主要な協力者となっている。

④地域課題の可視化とそれに基づく支援制度の創出と拡充

- ・ 民生委員は、それぞれが担当区域をもち、活動の基本には常に訪問活動に基づく地域社会の実情の把握があった。これは「社会調査の働き」と呼ばれ、他の主体では困難な、地域の見えづらい課題を社会的に明らかにし、広く共有化する役割を果たすこととなった。
- ・ また、こうした課題について、民児協活動を通じて自ら解決に取り組むとともに、住民の代弁者としての役割を担い、行政や関係機関等に提言、意見具申を行ない、それにより、必要な支援制度の創設や拡充にもつなげてきた。

（2）わが国社会福祉制度の充実・発展に果たした役割

民生委員は、自らも地域社会の一員として、住民に寄り添い、人びとの生活課題の解決や地域社会の安心・安全に大きな役割を果たしてきたが、同時に、民生委員児童委員協議会（民児協）という組織に属し、その民児協活動を通じて、広くわが国社会福祉の充実、発展にも貢献してきた。

その代表的な実績が、「全国モニター調査」による課題の明確化（可視化）と解決への提言、そして、こうした課題解決のための自らの「全国運動」である。

①見えづらい住民課題を明らかにした「モニター調査」活動

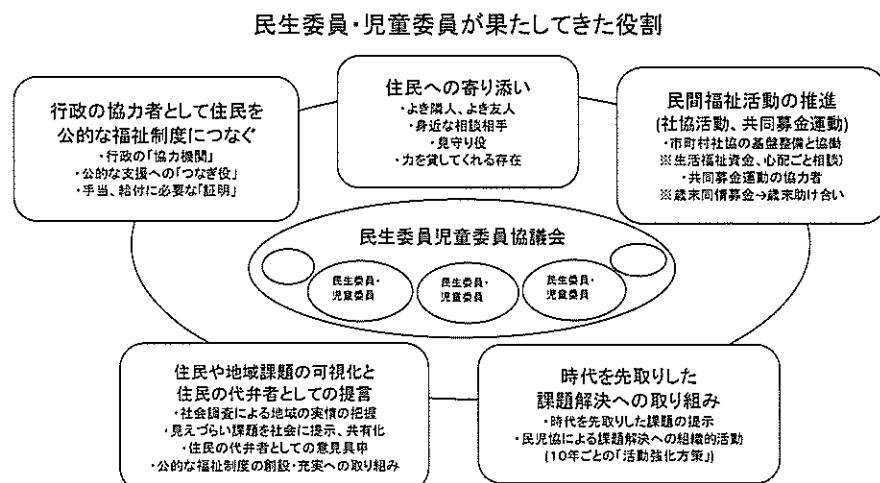
- ・ 民生委員による「モニター調査」活動は、昭和42年の制度創設50周年に際しての「活動強化要綱」に基づく全民児連の呼びかけにより始まったものである。ここで「モニター」には「社会を注視する」といった意味が込められている。地域社会の実情を常に把握している民生委員ならではの特性を活かし、多くの人びとが直面しながら、未だ明確になっていない課題の実情を明らかにするものであった。
- ・ 最初のモニター調査は、昭和43年の「住宅ねたきり老人実態調査」（調査名は当時のもの）であった。これは、ねたきり高齢者の人数を明らかにしたわが国初の全国調査であり、調査の結果、20万人を超える在宅のねたきり高齢者の存在が明らかになり、社会的にも大きな衝撃を与え、厚生省（当時）の重点施策に「ねたきり老人対策」が掲げられることとなった。
- ・ 以後もモニター調査は種々のテーマで行なわれ、その後の国や地方自治体による支援制度の創設や改善につなげる役割を果たした。

②民生委員による課題解決のための「全国運動」

- ・ 民生委員は、地域や社会の課題を明らかにするだけでなく、民児協の組織的活動により、自らその課題解決のための全国的な運動も展開してきた。
- ・ 戦後、昭和 20 年代からの「世帯更生運動」（後に「しあわせを高める運動」に改称）に始まり、とくに昭和 40 年代以後、民児協の組織的活動の強化とともに、多くの運動が展開されることとなった。
- ・ たとえば、昭和 48 年に実施したモニター調査「孤独死老人の追跡調査」では、孤立死した高齢者の 6 人に 1 人が誰にも看取られずに亡くなっていた事実が明らかとなり、これを受け、全国の民児協と社協が共同し、「孤独死老人ゼロ運動」を展開した。今日、孤立（死）が社会的な課題となっているが、40 年以上前にこうした取り組みを行なっていたことは、地域課題に鋭敏な民生委員ならではといえる。
- ・ また、女性委員の特性を活かした「丈夫な子どもを育てる（母親）運動」（昭和 44 年～）、「心豊かな子どもを育てる運動」（昭和 59 年～）も全国的に展開された。

【これらの取り組みを進めた民児協「活動強化方策】

- ・ こうした「モニター調査」や「全国運動」の取り組みを推進したものが、全民児連が 10 年ごとに策定してきた「活動強化方策」である。
- ・ 最初の活動強化方策は、昭和 42 年の民生委員制度創設 50 周年に際して策定された「民生委員児童委員活動強化要綱」であり、以後 10 年ごとに「活動強化方策」が定められている（50 周年時のみ「強化要綱」、以後は「強化方策」）。
- ・ この「活動強化方策」は、組織としての民児協活動を重視する方針を明確にするものであり、委員個人が把握した住民や地域の課題を民児協組織に集約し、その改善につなげる取り組みが進むことになったのである。
- ・ その後も、「活動強化方策」においては、社会の変化に対応した民生委員活動、民児協活動の方向性を示すとともに、時代に応じた重点課題を掲げている。それらのなかには時代を先取りしたものも多く、地域の実情をよく知る民生委員であるからこそ掲げられた課題も少なくない（次頁参照）。



参考) 昭和期に実施されたモニター調査と民生委員による全国運動等 (一部抜粋)

昭和 43 年 居宅ねたきり老人実態調査

昭和 44 年 (選択方式による調査)

- ①事故家庭遭児の実態調査、②父子家庭の実態調査、
③心身障害児の実態調査、④独居老人の実態調査

昭和 47 年 妊産婦の保健と生活実態調査

→この結果を踏まえ、「丈夫な子どもを育てる母親運動」の重点課題を決定

昭和 48 年 孤独死老人の追跡調査

→この結果を踏まえ、「孤独死老人ゼロ運動」を展開

昭和 52 年 在宅ねたきり老人介護者の実態調査

※昭和 54 年、国の施策として「老人短期保護事業」創設

昭和 61 年 在宅痴呆性老人の介護者実態調査

参考) 「活動強化方策」において取り上げられた重点活動 (抜粋)

50 周年 (昭和 42 年)

- ・出かせぎ者、勤労青少年と家庭を結ぶ運動の展開
- ・子どもを事故から守る運動の展開

60 周年 (昭和 52 年)

- ・在宅福祉のための個別援助活動とネットワークの強化
- ・福祉のまちづくり運動の促進

70 周年 (昭和 62 年)

- ・在宅援助のためのネットワークづくり
- ・福祉のまちづくりへの協力

80 周年 (平成 9 年)

- ・在宅支援をすすめるネットワークづくり (見守りと支援のための連携体制)
- ・子育て環境の整備

90 周年 (平成 19 年)

- ・児童虐待や犯罪被害などから子どもを守る取り組みの推進
- ・日頃の活動を活かした災害時の要援護者の安否確認

(3) 民生委員・児童委員活動の本質

- これまで、民生委員活動の歴史、実績について概括してきたが、こうした積み重ねに基づく「民生委員活動の本質」について、あらためて全国の関係者が意識するとともに、広く社会に周知していくことが大切と考える。
- 前述の「活動強化方策」においては、民生委員活動（民児協活動を含め）の方向性や具体的展開策を示すだけでなく、民生委員の「本質」や「あるべき姿」も明らかにしてきたところである。
- 平成9年の「制度創設80周年を期しての活動強化方策」においては、民生委員の基本的性格として「自主性」、「奉仕性」、「地域性」の3つを、また活動原則として「住民性」、「継続性」、「包括・総合性」の3つを示した。これらは、80周年に際して新たに打ち出されたものではなく、それまでの長きにわたる民生委員活動を総括するなかで、あらためて明確にされたものといえる。
- 平成12年に改正された民生委員法では、その第1条において、「民生委員は、社会奉仕の精神をもって、常に住民の立場に立って相談に応じ、及び必要な援助を行い、もって社会福祉の増進に努めるものとする」と民生委員の本分を示した。しかし既述のとおり、民生委員は制度創設当初より、地域住民の一員として、住民に最も身近なところで、住民の立場に立った活動を行なってきたのであり、そのことを法的にあらためて明示したものといえる。
- このように、常に地域社会のなかにあって、住民に寄り添いながら、住民の立場に立って活動を展開してきたのが民生委員であり、その活動はわが国社会福祉の歴史において確固たる役割を果たしてきたといえる。

参考) 民生委員・児童委員の「基本的性格」と「活動の原則」

3つの基本的性格

●自主性

常に住民の立場に立ち、地域のボランティアとして自主的・自発的な活動を行ないます。

●奉仕性

誠意をもち、地域住民と連帯感をもって、謙虚に、無報酬で活動を行なうとともに、関係行政機関の業務に協力します。

●地域性

一定の地域社会（担当区域）を基盤として、適切な活動を行ないます。

3つの活動原則

●住民性の原則

自らも地域住民の一員である民生委員・児童委員は、住民に最も身近なところで、住民の立場に立った活動を行ないます。

●継続性の原則

福祉課題の解決は時間をかけて行なうことが必要です。民生委員・児童委員の交替が行なわれた場合でも、その活動は必ず引き継がれ、常に継続した対応を行ないます。

●包括・総合性の原則

個々の福祉課題の解決を図ったり、地域社会全体の課題に対応していくために、その問題について包括的、総合的な視点に立った活動を行ないます。

II. 新たな時代の民生委員・児童委員活動

1. 変わる社会の姿と社会福祉のあり方見直し

(1) 社会の変化

- ・ 民生委員・児童委員（以下、「民生委員」）は、常に地域住民と向き合い、地域社会を基盤に活動を行なっている。それゆえ、これまでも時代とともに変化する社会に応じ、活動の見直しを行ないながら今日に至っており、これは今後も同様といえる。
- ・ 社会の変化が急速に進むなか、30年、50年先を見通すことは困難であるが、今後20年程度を展望すると、すでに顕在化している課題を含めて以下のようないかが見込まれ、これらは民生委員活動に対しても影響を与えるものといえる。

①人口構造、世帯構造の変化等

- ・ 人口減少・高齢化の進行（推計値）
 - ✓ 2035年 人口は1.12億人に減少、高齢化率は33.4%に上昇
 - ✓ 2035年 若年人口（14歳以下）は10.1%に低下
- ・ 高齢者世帯、単身世帯の増加（同）
 - ✓ 2035年 高齢者単身世帯は762万世帯に増加（全世帯の15%）
 - ✓ 認知症高齢者はさらに増加し、2025年には470万人に

②個人の働き方、ライフスタイルの変化

- ・ 働き方の多様化（年齢、時間や場所にとらわれない働き方の拡大）
- ・ 未婚率の増加、晩婚化等を背景とした出産年齢の上昇

③地域社会の変化

- ・ 過疎化の進行や限界集落の増加
- ・ 都市部への人口集中の一方での人間関係の希薄化
- ・ 商店、診療所、公共交通機関等の社会的インフラ（生活基盤）の減少地域の増加
 - ✓ 生活に必要なものが身近で手に入らないという状況も生じる（フードデザート（食の砂漠）といった現象の深刻化）
- ・ 自治会・町内会等の地縁組織の解散・形骸化の進行
 - ✓ 現在約70%の加入率はさらに低下し、地域の扶助機能が弱体化

④国際化の進行

- ・ 企業の多国籍化、外国人労働者の受け入れ促進（就業人口減、優秀な人材確保）
 - ✓ 外国人住民の増加による地域や教育現場の変化、生活様式の多様化

⑤情報通信技術の進歩に伴う生活変化

- ・ 人工知能の進化、医療や福祉分野における情報通信技術の積極的活用

(2) 社会福祉のあり方の見直し

こうした変化のなかにあっては、社会保障、社会福祉の諸制度もさらなる見直しが不可欠といえる。そのことは、住民と公的な支援のつなぎ役である民生委員活動のあり方とも関わってくるものといえる。

①近年における社会福祉諸制度の見直し等

この数年間だけでも、安定的な社会保障・社会福祉制度の確立、また多様化する国民の福祉課題、生活課題に対応し、以下のような動きが相次いでいる。

ア) 社会福祉法の改正（平成 28 年 3 月）

- ・ 社会福祉法人が、今後とも社会福祉事業の中核的な担い手として、社会的な信頼のもとでその役割を果たしていけるよう、ガバナンスの強化、事業運営の透明性向上、財務規律の強化等を図る。
- ・ 社会福祉法人に、地域における公益的取り組みを実施する責務を明確化。社会福祉事業・公益事業を行なう場合に、「無料もしくは低額な料金で福祉サービスを提供すること」をその責務として明示。

イ) 介護保険制度の改正（平成 27 年 4 月施行）

- ・ 高齢者が住み慣れた地域で、最後まで安心して生活を送ることができる「地域包括ケアシステム」の構築を推進。
- ・ 要支援者向けの全国一律の予防給付を市町村事業（地域支援事業）に見直し。高齢者を含む住民参加のもとで、日常生活支援体制づくりをめざす。
- ・ 特別養護老人ホームの入所を原則要介護 3 以上とするなどサービスの重点化、効率化とともに、負担についての公平化を図る。

ウ) 新たな認知症総合戦略（新オレンジプラン）の策定（平成 27 年 1 月）

- ・ 認知症の人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境のなかで、自分らしく暮らし続けることができる社会づくりの推進。

エ) 障害者総合支援法等の改正（平成 28 年 6 月）

- ・ 施設利用者の円滑な地域移行等のために、「自立生活援助サービス」を新たに創設。巡回訪問や随時の対応により、障がい者の地域生活を支援。
- ・ 外出が困難な障がい児に対し、居宅を訪問しての支援を充実。

オ) 障害者差別解消法の施行（平成 28 年 4 月）

- ・ すべての国民が、障がいの有無にかかわらず、人格と個性を尊重しながら共生する社会の実現をめざす。
- ・ 障がいを理由とする不当な差別的取り扱いを禁止するとともに、障がい者本人からの要請に基づく「合理的配慮」の不提供を禁止。

カ) 子ども・子育て支援新制度の施行（平成 27 年 4 月）

- ・ 就学前の子どもの保育・教育の一体的な提供をめざす。
- ・ 基礎自治体である市町村が計画を立案し、給付・事業を実施。
- ・ 認定こども園制度の改善をはじめ、「地域型保育給付制度」（小規模保育等）の創設、さらに地域の実情に応じて「子ども・子育て支援事業」を実施。

キ) 児童福祉法等の改正（平成 28 年 5 月）

- ・ 児童福祉法の理念の明確化として、児童は適切な養育を受け、健やかな成長・発達や自立を保障されること等を規定。
- ・ 国、都道府県、市町村それぞれの役割、責務の明確化。
- ・ 児童心理士や弁護士等の専門職員の配置等、児童相談所の機能強化
- ・ 児童虐待について、発生予防から自立支援まで一連の対策を強化。

ク) 生活困窮者自立支援制度の施行（平成 27 年 4 月）

- ・ 経済的困窮、社会的孤立等、複合的な課題を有し、生活保護の手前の段階にあるような人びとの自立支援を強化。
- ・ 自立相談支援機関を中心とし、本人の自立と尊厳を重視しつつ、幅広い関係者の連携・協働のもとで包括的な支援を実施。また、こうした人びとを受け入れることができる地域づくりを重視。

ケ) 子どもの貧困対策推進法の施行（平成 26 年 1 月）

- ・ 子どもの 6 人に 1 人が貧困状態にあるとされるなか、貧困家庭の子どもへの教育支援をはじめ、子どもの貧困対策を総合的に進める国の責任を明確化。
- ・ 政府に対し、具体的な取り組みのための「大綱」策定を義務づけ（平成 26 年 8 月に策定、当面の重点施策等を提示）。

【関連分野における動向】

コ) 災害対策基本法の改正（平成 25 年 6 月）

- ・ 発災時に自力での迅速な避難が困難な者（避難行動要支援者）の名簿をあらかじめ作成するよう市町村長に義務づけ。
- ・ そのうえで、本人同意を前提に、当該名簿を警察、消防、民生委員、市町村社協、自主防災組織等と共有し、要援護者の支援体制整備を推進。

サ) 消費者教育推進法の成立（平成 24 年 8 月成立）

- ・ 高齢者や障がい者を含む消費者被害の防止に向け、消費者自らの判断力を高める研修の機会の提供等の取り組みを推進。
- ・ 地域における消費者教育の推進のため、国や地方公共団体は、高齢者や障がい者等への支援にあたる民生委員、社会福祉主事、介護福祉士等に研修機会や情報の提供を義務づけ。

②これからの社会福祉～地域共生社会の実現

- これまで、わが国の社会福祉は、福祉諸法にみられるように高齢者、障がい者、児童、低所得者といったように、対象者別に制度が構築されてきた。そのため、制度の狭間に陥る人の存在も課題とされてきた。
- また、公的な福祉制度の利用要件には該当しないものの、高齢者のみ世帯の増加等を背景に、ちょっとした生活支援を必要とする人をどう支えていくのかも課題となってきたところである。
- しかし近年、高齢者介護における地域包括ケアや生活困窮者自立支援制度にみられるように、支援を必要とする人に対し、地域において総合的・包括的な支援を提供する制度へ転換しようとする動きが進んでおり、こうした流れは、今後、一層進むものと見込まれる。
- 平成28年6月に閣議決定された「一億総活躍プラン」では、介護離職ゼロをめざす取り組みの項において、「子供・高齢者・障害者など全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる『地域共生社会』を実現する」との方針が示された。
- こうした支え合いによる地域づくりの重要性については、平成20年3月の厚生労働省「これからの地域福祉のあり方に関する研究会報告」において、住民主体、地域の共助による「新たな支え合い」として示されていたところである。
- また、平成27年9月に厚生労働省が示した「新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン」においては、「地域住民の参画と協働により、誰もが支え合う共生社会の実現」をめざすものとして、高齢者、障がい者、児童といったように対象者を分けないワンストップ型の包括支援体制の構築や、他世代交流・多機能型の福祉拠点の整備促進などが打ち出されている。
- 今後の社会福祉のあり方として、自助、互助、共助、公助のバランスの重要性が指摘されているところであるが、なかでも民生委員活動にも深くかかわる住民同士の支え合い（互助）による日常生活支援体制の整備や、住民参加による地域づくりは、今後、一層その重要性を増していくものと考えられる。

2. これからの民生委員・児童委員活動

(1) 民生委員・児童委員がめざすもの

- ・ 今日、急速に進む社会や家庭の変化のなかで、地域住民が抱える生活課題はきわめて多様化、複雑化している。国においても、社会福祉分野のみならず、教育、消費者保護、災害対策など、さまざまな分野において民生委員への期待は大きく、すでに近年、民生委員活動はその範囲を急速に広げている。
- ・ 今後、社会の姿はさらに変化していくことが見込まれるなか、民生委員はその活動を通じて何をめざすのかをあらためて明確にすることは大切なことと考える。
- ・ この点について、全民児連や各ブロックの民児協会議等での意見からは、以下のようにまとめることができる。

民生委員・児童委員がめざすもの

誰もが笑顔で、安全に、安心して暮らせる社会づくり

- ・ 民生委員は、日々、住民に寄り添い、身近な相談相手となり、つなぎ役、また見守り役として活動している。それは、人びとの「笑顔」のための活動といつても過言ではない。
- ・ そして、その「笑顔」のためには、自然災害や犯罪・事故などからの「安全」、また生活を送るなかで、必要な時に必要な支援が受けられるという「安心」が大切であり、それらを実現できる社会を作っていくことが、民生委員がその活動を通じてめざす目標であると考えられる。
- ・ そのためには、民生委員は引き続き、1人ひとりの住民に寄り添うとともに、行政をはじめとする幅広い関係者と連携しつつ、常に地域社会に向き合い、そこで発生している課題に鋭敏であることが期待される。
- ・ こうした社会を実現していくために、具体的には、
 - ✓ 人と人、また家族の「つながり」の再構築
 - ✓ 住民参加のもとでの共助、協働
 - ✓ 関係者との連携・協働に際しての目的・目標の明確化といったことを意識して活動していくことも重要と考えられる。

(2) 「守り続けていくべきもの」と「時代の変化に応じた対応」

今後、社会の姿がさらに変わっていくなかにあっては、民生委員活動のあり様もそうした変化に対応していくことが必要と考えられる。しかし一方、民生委員ならではの活動の伝統を守り、今後とも変えてはならないこと、守り続けていくべきものもある。今後の民生委員活動は、この両面を踏まえながら考えていくことが大切といえる。

①民生委員としての「やりがい」と「誇り」

- ・ 民生委員のなり手不足や負担拡大が指摘されるが、関係者の努力もあり、定員に対する欠員率は近年においても 2% 程度にとどまっている。同じ行政委嘱ボランティアである保護司の欠員率が 9%（定員 52,500 人、平成 26 年 1 月）であることと比較すると、その差は顕著といえる。
- ・ 100 年にわたり地域の人びとを支え、活動の負担が高まっている今日においても、23 万人を超える民生委員が使命感をもって日々の活動にあたっているのは、民生委員としての「やりがい」、そして「誇り」があればこそといえる。それだけに、今後とも 1 人ひとりの民生委員が「やりがい」を感じ、「誇り」を持ち続けていけるような環境整備が大切である。
- ・ 民生委員としてのやりがいとは、なにより、「地域住民を支え、その課題解決に役立っている」との実感であり、それに伴い社会的に認められることの喜びといえよう。
- ・ そして、こうした活動の意義、重要性に鑑み、民生委員は厚生労働大臣から委嘱されているともいえ、それが民生委員の「誇り」ともなっているのである。

②これからも守り続けていくべきもの

わが国の財産といえる民生委員制度を維持・発展させていくためには、制度として守り続けていくべきことと、民生委員自身が今後とも自らの活動の中で守り続けていくべきものがあると考えられる。

ア) 制度として守り続けていくべきもの

- ・ 民生委員制度の根幹であり、民生委員の「やりがい」、「誇り」にもつながっているもの、さらに全国統一の制度として、とくに以下のようない点については、今後とも制度的に守り続けていく必要がある。

- ✓ 厚生労働大臣による委嘱
- ✓ 無報酬のボランティアという性格
- ✓ 民生委員であるとともに児童委員を兼ねていること
- ✓ 住民との信頼関係に不可欠な守秘義務
- ✓ 3 年間の任期と一斉改選

- ・ なにより厚生労働大臣による委嘱は、民生委員の誇りの根幹ともなっているものであり、今後とも不变でなければならない。
- ・ また、民生委員制度は今後とも全国統一の制度として維持していくことが重要であり、そのためには任期や一斉改選の時期、児童委員の兼務等については、今後とも維持していくことが重要である
- ・ この間、委員定数、推薦委員会の構成、委員研修のあり方等、地方分権改革の名の下に見直しが図られてきたが、安易な制度見直しは、民生委員制度の基本を損ねることともなりかねず、慎重かつ十分な検討が必要。

イ) 民生委員自身が守り続けていくべきもの

- ・ 民生委員活動は 100 年にわたる多くの先達の実践のうえに今日に至っている。そのなかには、民生委員活動の基本として受け継がれ、民生委員活動の特質となっているものがある。こうした点については、今後とも民生委員自身が自ら守り続けていくべきものである。

○奉仕性、隣人愛

- ・ 民生委員は地域のために貢献したいという奉仕性あってのもの
- ・ その活動は同じ地域住民としての隣人愛に基づくもの

○住民との信頼関係

- ・ 自ら地域を歩き、その実情を把握する
- ・ 住民と「顔と顔を合わせる」ことで信頼関係をつくる
- ・ 一時的ではなく、継続的な住民との関係づくりを重視する

○住民視点の活動

- ・ 自らも地域住民の一員として、住民視点にたって活動を行なう
- ・ 住民に寄り添い、相談相手となり、支援へのつなぎ役となる
- ・ 住民の代弁者となり、住民視点での提言、意見具申を行なう
- ・ これらのこととは、「民生委員児童委員信条」に多くが示されている。「信条」は昭和 26 年に全民児連が策定以来、長く民生委員の座右の銘となってきたものであり、今後とも大切にしていくべきものである。

民生委員児童委員信条

- 一、 わたくしたちは 隣人愛をもって 社会福祉の増進に努めます
- 一、 わたくしたちは 常に地域社会の実情を把握することに努めます
- 一、 わたくしたちは 誠意をもってあらゆる生活上の相談に応じ 自立の援助に努めます
- 一、 わたくしたちは すべての人々と協力し 明朗で健全な地域社会づくりに努めます
- 一、 わたくしたちは 常に公正を旨とし 人格と識見の向上に努めます

③時代の変化に即した活動～これからの活動の視点

- ・ 守り続けるべきものがある一方、具体的な活動方法や活動の内容については、社会の変化に対応して、柔軟に対応していくことが必要と考えられる。とくに民生委員に期待される役割が多様化し、活動の幅が広がるなかにあっては、幅広い関係者の連携・協働をさらに進めていくことが大切となっている。
- ・ 一方、住民の相談支援活動にあたる福祉の専門機関や専門職が増加するなか、専門分化が進むことにより、ひとつの家庭のなかで複数の課題が存在する場合に、かえって一体的な対応が困難との指摘もある。それゆえ、分野を問わず住民の相談に応じる民生委員の存在意義は大きく、「横断的」、「包括的」な相談窓口としての役割を果たしていくことが期待されているといえる。
- ・ 前述した今後の社会の変化を踏まえると、以下のような対応が必要になってくると考えられる。

ア) 人口構造の変化、世帯構造の変化への対応

- ・ これまで、行政や地域住民、マスコミ等においても、地域の単身高齢者等の見守りは民生委員が担うべきもの、という意識があったと考えられる。しかしながら今後は、住民自身が地域を支えていくことを重視し、民生委員はそのための仕組みづくり、働きかけに積極的役割を果たすことが期待される。
- ・ これまで民生委員は代替手段がない等の事情から、高齢者の日常生活支援の直接的な担い手ともなってきたが、今後、単身高齢者等がさらに増加するなかでは、民生委員自らが行なうのではなく、住民同士での助け合い活動に委ねることを考え、そのために地域ごとに創意工夫を図っていくことが必要。

イ) 個人の働き方、ライフスタイルの変化への対応

- ・ 晩婚化、出産年齢の上昇は、子育ての孤立化を生じさせやすく、今日においても児童虐待問題の背景のひとつと指摘されている。今後、児童委員としての相談支援活動、また民児協による地域の子育て支援の取り組みが一層重要な立場となる。

ウ) 地域社会の変化（過疎化、人間関係の希薄化等）への対応

- ・ 住民の互助を基盤とした「地域共生社会」の実現のためには、行政からの働きかけだけでなく、住民自身の意識が大切である。地域の人びとの人間関係の再構築に向けた民生委員の取り組みが期待されている。
- ・ 都市部への人口集中と中山間地域の過疎化の進行、人間関係の希薄化等、弱体化する地域社会のなかにあっては、今後、従来以上に幅広い関係者の連携・協働による取り組みが重要となってくる。そのために、民生委員には、地域の幅広い関係者をつなぐ「結節点＝ハブ」となることが期待される。
- ・ 今般の社会福祉法改正により、社会福祉法人による地域貢献の重要性が明らか

かにされた。制度的な対応が困難な住民の生活課題解決のためにも、今後、民生委員と社会福祉法人との連携・協働が期待される。

エ) 国際化の進行への対応

- ・ コミュニケーション上の課題等を背景に、外国人家庭の地域での孤立は現在でも課題となっているが、今後、外国人労働者の増加に伴いさらに拡大することが考えられ、民生委員としてもその支援を意識していく必要がある。
- ・ 生活習慣の違いに基づく近隣住民との摩擦、また手続きの困難さによる子どもの不就学などの課題はすでに顕在化しつつある。こうした課題は今後も増加が見込まれ、その解決への支援が必要となっている。さらに、生徒・児童が多国籍化する学校教育の現場で生じる課題についても、児童委員としての立場からも学校と積極的に連携を図り、対応していくことも期待される。
- ・ 外国人住民との関係においては、通訳ボランティアをはじめ、外国人住民支援に取り組むNPOやボランティア団体等との連携・協働を積極的に進めていくことも大切と考えられる。
- ・ さらに、外国人にとっても住みやすい地域としていくためには、民児協活動において、外国人家庭の思いを「聞く」、「受け止める」仕組みや機会を確保していくことも望ましい。

オ) 情報通信技術の進歩に伴う生活変化への対応

- ・ 民生委員活動において大切なことは、住民と「顔と顔を合わせ」、直接的な会話の中から相手の不安や思いを汲み取り、寄り添いながら相談支援にあたることといえる。
- ・ それゆえ、国民生活にインターネットの活用等が急速に広がるなかにあっても、民生委員活動においてはこれまで、コンピュータ、またインターネット等は十分に活用されてこなかった面がある。しかし、民生委員の存在や活動の周知のためには、今後、それらの活用等も積極的に考えられるべきである。
- ・ たとえば、濃密な人間関係を有する地域においては、民生委員の訪問を避けたいと思う住民も存在し、そうした場合に電子メールが相談の契機、方法として大きな役割を果たすこともある。電子メールを活用した相談や住民の安否確認などのあり方についても考えていくべきといえる。
- ・ 一方で、インターネットの進歩等、情報通信技術の進歩は、人間関係の希薄化を進行させることから、民児協として、子育て家庭の孤立防止等のためにも、人びとが直接ふれあう機会を確保していくことも引き続き重要といえる。

④民生委員児童委員協議会（民児協）の活動強化

- ・ 住民が抱える生活課題、福祉課題が一層多様化、複雑化する一方、経験年数の短い民生委員が増加することが見込まれるなかにあっては、幅広い相談に1人の区域担当民生委員だけで対応していくことは困難も多いと考えられる。
- ・ それだけに、今後は民生委員児童委員協議会（民児協）が各委員を支え、住民

を支える取り組みが一層重要となってくる。これまで住民への相談支援については基本的には個々の委員の経験に基づく判断に委ねられてきたが、今後は、より組織的に対応していく必要がある。そのためには、役員、事務局、専門的助言体制等、民児協機能の強化が重要といえる。

- ・ さらに、人びとの生活課題、福祉課題の多様化のなかにあって、民児協としての組織的活動、また意見具申機能の一層の發揮も期待されるところである。

(3) すべての民生委員が児童委員であることを意識した活動

- ・ 子どもや子育て家庭をめぐる課題が複雑・多様化、深刻化するなか、すべての民生委員が児童委員であることを意識した活動を進めていくことが重要となっている。

①民生委員が児童委員を兼ねている意義について

- ・ 児童虐待や子どもの貧困などの課題に見られるように、子どもをめぐる課題は、子どもと保護者、双方に対する相談支援を行なっていかなくては解決には至らない。民生委員が児童委員を兼ねているからこそ、その双方に関わり、さまざまな機関につながっていくことが可能となっている。
- ・ 児童委員として子どもたちと関わるなかで親の課題を把握する、また高齢者の訪問活動の際に孫に関する相談を受ける、といった事例は多くみられるところである。
- ・ 歴史的にみても、昭和初期より、方面委員は母子保護法における補助機関であるとともに、少年教護法に基づく少年教護委員に充てられるなど、子どもや子育て家庭に対する支援は、民生委員活動の中心的分野でもあった。
- ・ 保育所や小中学校等は、卒業すれば子どもとの関係は切れてしまう。地域において、子どもの育ちを継続的に見守っていく存在としての児童委員への期待は大きく、その役割が果たせるのは民生委員のみといえる。
- ・ たとえば教育支援資金（生活福祉資金の一種）の貸付に関わった委員は、その子が卒業し、自立していくまでの長い期間、見守り、支援していくこととなる。
- ・ なにより、現状では「児童委員」に対する社会の認知度は高いとはいえず、民生委員が兼ねている児童委員であるからこそ住民の信頼や認知があるといえる。子どもの貧困や児童虐待対策、いじめ、自殺等、子どもや子育て家庭をめぐる課題が深刻化するなか、児童委員である民生委員の役割には大きいものがある。

②主任児童委員と児童委員（区域担当委員）の連携強化

- ・ 現在、民生委員・児童委員の一部は、子どもや子育て家庭への支援を専門的に担う主任児童委員に充てられているが、今後は、主任児童委員と区域担当委員が連携・協働した活動を一層進めていくことが重要である。
- ・ 主任児童委員制度は、児童委員活動の活性化をめざし、平成6年1月に創設された。そこには、児童委員活動の重要性に着目し、民児協として「子育て」「子育ち」支援を進めていく中心的な担い手としての役割が期待されていた。
- ・ これは子育て支援等の活動を主任児童委員任せにすることではない。主任児童委員と児童委員（区域担当委員）の連携した活動なしには、子どもをめぐる課題の解決は難しいことを関係者すべてが意識する必要がある。
- ・ 一部に主任児童委員は個々の家庭の相談支援には関われないと誤解している関係者もあるが、決してそうではなく、主任児童委員も区域担当委員と一緒にになって、必要に応じて個別ケースに関わっていくことが期待されている。

III. 民生委員・児童委員活動の充実のために期待されること

これからも民生委員・児童委員がその期待に応え、充実した活動を行なっていくためには、その活動環境整備を進めていくことが重要となっている。

以下、民生委員・児童委員およびその活動の現状を概括したうえで、「選任・配置」、「活動」、「民児協組織」の3つの視点から、課題として指摘されている事項を踏まえ、今後期待される対応や検討を記す。

1. 民生委員・児童委員および活動の現状

(1) 民生委員・児童委員数、男女別・年代別内訳

- ・ 民生委員・児童委員（以下、とくに必要がある場合を除き「民生委員」）の定数、現員数および欠員の状況を表したもののが表1である。国の公式統計である「福祉行政報告例」によれば、平成26年度末（27年3月末）の民生委員定数は約23.6万人となっている。
- ・ 15年前（「福祉行政報告例」が現在の区分となった直後）と比較し、定員で約1.9万人の増となっている。しかし現員数は約1.6万人の増にとどまっている。定員に対する欠員率も、15年間で0.7%から2.1%と3倍に拡大した。
- ・ なお、このうち主任児童委員のみの欠員率をみると、民生委員全体での数字よりも少し低くなっている。
- ・ 次に男女比については、平成7年に男女の割合が逆転し、以後、女性委員の増加が続いている。現在では全体の60%が女性委員となっている（次頁表2）。
- ・ 民生委員（主任児童委員を含む）の年齢構成については、「60代」が全体の6割を占め、次いで「70代以上」が2割超となっている。20年前の数字と比較すると、「50代」の委員が1割以上減少し、その分「70代以上」の委員が増加している状況が明らかとなっている。なお、40代以下の委員は2%程度である（次頁表3）。
- ・ なお、現在の就業の有無については、平成24年の全民児連「単位民児協活動実態調査」結果によれば、約半数が「無職」となっている。

表1 民生委員・児童委員の定数、現員数等の状況

年度等	民生委員・児童委員 総数				うち主任児童委員			
	定数 (人)	現員数 (人)	欠員数 (人)	欠員率 (%)	定数 (人)	現員数 (人)	欠員数 (人)	欠員率 (%)
平成26年度	236,296	231,339	4,957	2.1	21,803	21,414	389	1.8
平成11年度	216,824	215,269	1,555	0.7	14,455	14,313	142	1.0
26年度-11年度	19,472	16,070			7,348	7,101		

※「福祉行政報告例」による／各年度末現在の人数

表2 民生委員・児童委員の男女別内訳

各年度上段が人数、下段が構成比(%)

年度等	民生委員・児童委員 総数			うち主任児童委員		
	男性	女性	合計	男性	女性	合計
平成26年度	91,598	139,741	231,339	3,168	18,246	21,414
	39.6	60.4	100.0	14.8	85.2	100.0
平成11年度	100,536	114,733	215,269	3,413	10,900	14,313
	46.7	53.3	100.0	23.8	76.2	100.0
26年度-11年度	-8,938	25,008	16,070	-245	7,346	7,101

※「福祉行政報告例」による／各年度末の人数

表3 民生委員・児童委員の年齢構成

(%)

年度	40代以下	50代	60代	70代以上	平均年齢	委員総数
平成24年度	2.3	15.1	60.7	21.9	66.0歳	230,199人
平成 4年度	7.8	28.9	55.9	7.4	60.6歳	189,205人
24年度-4年度	-5.5	-13.8	4.8	14.5		40,994人

※全民児連「単位民児協実態調査」及び「福祉行政報告例」、平成24年の平均年齢は、日本総合研究所「民生・児童委員の活動等の実態把握及び課題に関する調査・研究事業報告書」による。

(2) 委員活動の状況

- ・ 民生委員の活動状況を表したものが次頁の表4である。平成26年度、民生委員1人あたりの年間（年度）活動日数は平均131.6日であり、これは10年前に比べ約13%の増加となっている。
- ・ 活動の内容でみると、住民に対する「相談・支援件数」は10年間で約2割減少している一方、「その他の活動件数」が2割以上増加している。「その他の活動」は、「調査・実態把握」、「行事・事業・会議への参加」、「地域福祉活動・自主活動」、「民児協運営・研修」、「証明事務（状況確認報告）」等が該当する。行政や各種団体等の活動への参加、民児協による自主活動等が拡大している状況がうかがわれる。
- ・ なお、かねて課題とされてきた「証明事務（状況確認報告）」は1人あたりでは年間1.9件となっている。
- ・ 「その他の活動」には、高齢者世帯等の安否確認や友愛訪問の件数は含まれていない。これらの回数を表す「訪問・連絡活動回数」は1人あたり年間167.1回を数え、10年前に比べ3割近く増加している。
- ・ 主任児童委員の活動をみると、活動日数、訪問活動等は委員全数の平均に比べ少なくなっているが、「連絡・調整回数」が多いのが特徴である。主任児童委員は民児協と児童福祉関係諸機関との連絡調整窓口となることが期待されているが、近年、小中学校との連携に係る活動が増加していることが背景にあると考えられる。

表4-1 民生委員・児童委員の活動状況(主任児童委員含む)

項目	民生委員・児童委員 総数			1人あたり			
	平成26年度	平成16年度	増減	平成26年度	平成16年度	増減	増減率(%)
委員総数	231,339	226,914	4,425	-	-	-	-
活動日数	30,443,543	26,332,609	4,110,934	131.6	116.0	15.6	13.4
相談・支援件数	6,465,231	8,114,062	-1,648,831	27.9	35.8	-7.8	-21.8
その他の活動件数	27,122,151	21,420,780	5,701,371	117.2	94.4	22.8	24.2
訪問・連絡活動回数	38,648,913	29,672,335	8,976,578	167.1	130.8	36.3	27.8
連絡・調整回数	16,349,837	12,367,998	3,981,839	70.7	54.5	16.2	29.7

※「福祉行政報告例」による

表4-2 主任児童委員の活動状況

項目	民生委員・児童委員 総数			1人あたり			
	平成26年度	平成16年度	増減	平成26年度	平成16年度	増減	増減率(%)
委員総数	21,414	20,772	642	-	-	-	-
活動日数	2,578,297	1,895,420	682,877	120.4	91.2	29.2	31.9
相談・支援件数	531,151	567,979	-36,828	24.8	27.3	-2.5	-9.3
その他の活動件数	2,214,411	1,568,602	645,809	103.4	75.5	27.9	36.9
訪問・連絡活動回数	675,857	542,307	133,550	31.6	26.1	5.5	20.9
連絡・調整回数	2,091,588	1,223,946	867,642	97.7	58.9	38.8	65.8

※「福祉行政報告例」による

(3) 単位民児協活動の状況

- 全国約1万を数える単位民児協の活動については、委員数や地域特性の相違から、その活動を一律に比較することは困難であるが、全体の傾向については全民児連が平成24年度に実施した「単位民児協活動実態調査」結果によりうかがわれる。
- 全民児連では平成19年の民生委員制度創設90周年に際して「活動強化方策」を策定し、とくに喫緊の課題5項目を「行動宣言」として、全国の民児協での取り組みを呼びかけてきたが、その実施状況が表5である。
- 調査前年に東日本大震災が発生したこともあり、災害時要援護者支援活動に取り組んでいる民児協が最も多く、次いで孤立・孤独の防止のための活動となっている。

表5 90周年活動強化方策「行動宣言」に掲げる重点活動への取り組みの有無 (%)

活 動	取り組んだ	取り組んでいない	無回答
災害時要援護者の支援体制づくり	81.5	13.1	5.4
地域社会での孤立・孤独をなくす取り組み	73.5	17.3	9.2
安心して住み続けることができる地域づくり	67.8	22.2	10.0
児童虐待や犯罪被害から子どもを守る取り組み	62.5	25.9	11.5
生活困難家庭と地域社会をつなぐ取り組み	54.1	32.2	13.8

※平成24年 全民児連「単位民児協活動実態調査」N=8,594民児協

- ・ この「活動強化方策」に基づく取り組み以外にも、それぞれの単位民児協においては、種々の活動を実施している。表6は各民児協が住民向けにどのような活動に取り組んでいるかを、「高齢者」、「障がい者」、「子ども」、「子育て家庭」等の対象者別に整理したものである。
- ・ 有効回答約8,600の単位民児協において、それぞれの活動の実施の有無を表にしているが、実施率が高いものとして、高齢者を対象とした活動では「訪問活動」や「ふれあいいきいきサロンの開催」があげられる。
- ・ また、子どもや子育て家庭を対象とした活動では、「通学路における見守り」や「訪問活動」が多くなっている。小学校の通学路での声かけなどに取り組む民児協が多いほか、保健所などと協働した「乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)」への取り組みも進んでいると考えられる。
- ・ しかし、例示した活動を「実施していない」との回答も多く、単位民児協ごとに活動状況の格差もうかがわれるところである。

表6 住民向けに単位民児協が実施した活動（平成23年度）

	高齢者	障がい者	子ども	子育て家庭	一人親家庭	生活保護受給者	対象区別なく全般	その他	実施していない	無回答	(%)
n=8,594											
「ふれあいいきいきサロン」などさまざまなサロン活動	55.4	3.9	12.4	12.5	1.2	0.8	7.9	0.8	24.3	9.7	
在宅福祉サービス関連支援	27.3	4.9	0.5	0.6	1.0	1.2	2.5	0.6	47.3	22.1	
訪問活動	70.3	21.6	28.4	11.0	8.4	12.9	11.0	3.5	7.6	5.4	
住民向け講座などの実施	12.5	1.1	2.5	3.6	0.4	0.2	5.9	0.9	55.4	23.9	
文化・スポーツ・レクリエーションに関する活動	13.9	4.1	7.7	1.7	0.8	0.2	8.8	1.3	48.3	23.6	
生活相談、心配ごと相談窓口の開設	8.1	2.5	2.2	2.6	1.5	2.4	16.4	1.6	49.5	25.0	
通学路の見守り等子どもの安全確保のための活動	2.9	0.8	55.6	1.2	0.4	0.0	7.1	0.9	24.4	12.4	
当事者(ひとり暮らし高齢者、一人親家庭、子ども会など)の組織化	12.0	1.3	3.8	1.5	1.7	0.5	2.9	0.7	58.2	25.3	
遊び場等を含む地域の環境改善整備	1.1	0.3	8.2	0.8	0.1	0.0	5.9	1.2	58.6	26.4	
危険箇所等の点検	3.4	1.3	14.3	0.5	0.1	0.1	12.9	1.5	49.1	22.3	
その他	7.9	1.7	5.3	2.1	0.4	0.3	3.2	1.2	32.9	50.3	

2. 今後期待される取り組み

今後、民生委員制度を維持し、さらに発展させていくためには、さらなる環境整備が必要と考えられる。以下、民生委員の選任や配置、活動、民児協組織、という観点から、現在課題として指摘されている事項を踏まえ、期待される対応や検討を記す。

(1) 民生委員・児童委員の選任・配置について

1) 現在指摘されている課題

現在、民生委員（主任児童委員を含む）像の変化とともに、その選任や配置に関する基準等に関しては、これまで全国の関係者から以下のようない点が指摘されている。

課題の区分	具体的な課題	考えられる背景
1. 年齢構成、性別	<ul style="list-style-type: none">●50歳台の委員が15%である一方、70歳以上の委員は20%以上となるなど、委員の高年齢化が進んでいる。●女性委員が増加傾向にあり、女性が6割、男性が4割になっている。	<ul style="list-style-type: none">・企業等における定年年齢の引き上げや年金支給年齢の引き上げによる初任年齢の上昇・就業と民生委員活動の両立の難しさ
2. 在任期間	<ul style="list-style-type: none">●1期目、2期目の委員で全体の6割以上を占めるなど、経験の浅い委員の増加●委嘱後、短期間で辞任する委員の増加	<ul style="list-style-type: none">・初任年齢の高年齢化・委員就任前の事前説明の不足・活動開始後の負担
3. 地域活動の経験	<ul style="list-style-type: none">●これまで、自治会・町内会活動等、地域活動の経験の乏しい委員の増加(地域の人びとの関係づくりの難しさ)	<ul style="list-style-type: none">・地縁組織の弱体化・就業構造の変化
4. 選任基準 (国が示す目安)	<ul style="list-style-type: none">●委嘱上限年齢について、区域担当委員の75歳、主任児童委員の55歳という目安は、今日的に低いのではないかとの指摘がある。●一方で、児童委員を兼ねるには民生委員の年齢が高すぎるとの指摘もある。	<ul style="list-style-type: none">・高齢化の進展・子育て世代と民生委員、主任児童委員の年齢層の乖離
5. 配置基準 (国が示す参考基準)	<ul style="list-style-type: none">●都市部における区域担当委員の担当世帯数が多く、負担が拡大している。●主任児童委員の人数は、単位民児協あたり2名～3名という全国一律の基準であるため、地域の実情にそぐわない	<ul style="list-style-type: none">・地域間格差の拡大・市町村合併による影響
6. 委員候補者の選任方法等	<ul style="list-style-type: none">●新たな「なり手」候補者の不足●新たな「なり手」確保への責任の所在が不明確(行政か民児協か)●自治会や町内会(長)の推薦を前提とした選任が成り立たなくなっている地域がある●民児協から見て、適任とは思えない者が推薦されることがある(民生委員の意見が反映されない地域がある)	<ul style="list-style-type: none">・過疎化、定年延長等・自治会・町内会の機能低下(自治会・町内会の解散、役員の輪番化等)・推薦準備会等の設置率低下・自治会長・町内会長の好き嫌いが委員選任に反映
7. 行政の理解と支援	<ul style="list-style-type: none">●地域の実情に合った委員定数の見直し(増員)が実現しない●委員活動費の不足	<ul style="list-style-type: none">・民生委員活動の現状についての市区町村行政の理解不足

2) 今後、検討および対応が期待されること

今後とも、民生委員・児童委員制度を守り、さらに発展させていくためには、なにより民生委員・児童委員（以下、必要ある場合を除き「民生委員」）となる人材が適切に確保され、誇りと充実感をもって活動が行なわれていくことが大切である。

前述の課題を踏まえると、今後、民生委員（主任児童委員を含む）の選任・配置等に関しては、以下のような取り組みや検討が期待される。

①欠員拡大の背景分析の必要性

● 近年、民生委員の欠員が拡大している。これには、短期間での委員退任と新たな「なり手不足」の両方が関係しているといえる。地域ごとにそれぞれの要因は異なることが想定されることから、まずは市町村ごとにその背景分析を行なうことが適当である。

- ・ 今日、地域に貢献したいと考える住民は少なくない。「なり手不足の一員は、なり手確保のための取り組み不足」との意見も聞かれるところであり、民児協のみならず、行政や社協をはじめ、幅広い関係者が協力して民生委員の選任に積極的に取り組むことが期待される。

②「民生委員は大変」とのイメージの払しょく

● 民生委員のなり手不足の背景には、「民生委員は大変」とのイメージが社会に広がっているためとの指摘もある。そうした否定的なイメージを払しょくし、「笑顔でできる民生委員活動」といったイメージを広めていくことも大切と考えられる。

③多様な人材の確保

● 今日、社会的に「ダイバーシティ（多様性）」という考え方が重要となっている。民生委員においても、さまざまな年代、また経験を有した多様な人材の確保を考えていくことが望まれる。

- ・ 幅広い年代の住民の相談に対応していくためには、若年層の民生委員の確保も期待される。これは、民生委員活動を長く続けてもらえる人材の確保という観点からも大切といえる。

④就業と民生委員活動の両立

● 今後、さまざまな経験を有し、また長く民生委員活動を担ってもらえる人材の確保のためには、就業しながら民生委員となってもらえる者の確保が重要である。そのためには、就業と委員活動の両立を可能とする社会的な支援が期待される。

- ・ 具体的には、ボランティア休暇制度の充実をはじめ、企業の社会的評価、また地域貢献活動として社員の民生委員就任を支援するような環境整備などが期待される（例：一定数の社員が民生委員となっている企業の表彰）。
- ・ なお、現在においても主任児童委員の多くが就業していることから、民児協内での支え合いによる両立支援も今後一層重要になると考えられる。

⑤委員候補者の選任方法の多様化

● 今後、民生委員候補者の選考については、自治会・町内会からの推薦を基本としつつも、より多様な選考方法を組み合わせていくことが重要と考える。

- ・ 民生委員活動は、地域を基盤に成り立つものであることから、自治会・町内会といった地縁組織を基本に選任されることは今後とも大切といえる。ただし、こうした地縁組織の解散や形骸化が進んでいる地域も少なくない。
- ・ また一部には、自治会長・町内会長の個人的な思いによる候補者推薦が課題となっているケースも聞かれるところである。
- ・ こうした状況を踏まえると、今後は、社協ボランティアセンターをはじめ、地域の社会福祉法人、NPO、企業等、幅広い組織等の協力により、より幅広い関係者から候補者推薦を得る仕組みを検討していくべきである。
- ・ たとえば、大規模マンションなどでは、マンションの管理組合を通じて委員候補者を選任することも考えられる。
- ・ 一部には、住民からの「公募制」を取り入れている市もみられる。住民の信頼を前提に推薦される民生委員に公募制がなじむのかについては、多様な意見もあるが、意欲ある人材確保の一方策として考えられるところである。

〈参考〉

都道府県・指定都市民児協へのアンケートによれば、全国の市区町村においては、以下のような取り組みがみられる。

- 民生委員推薦会のメンバーに、消防団、地域包括支援センター、青年会議所、PTA関係者を加えた。
- 警察およびJAの退職職員に就任依頼を実施
- 社会福祉士会、精神保健福祉士会、看護協会、介護支援専門員協会等の専門職団体に推薦協力を依頼

⑥現行の選任基準、配置基準等について

ア) 年齢要件

● 国が望ましいとする民生委員（区域担当）、主任児童委員の委嘱上限年齢である「75歳未満」、「55歳未満」については、地域ごとの弾力的な運用が認められている現状においては、妥当なものと考えられる。

- ・ 健康面（体力の低下、認知症発症リスク等）、また若年層を含め、幅広い年代の住民の相談・支援を担う役割等を勘案すれば、区域担当民生委員についての「75歳未満」は妥当なものと考えられる。
- ・ 主任児童委員については、当初より活動を終えたPTAや子ども会の役員等、自らの子育てを終えた世代への期待から「55歳未満」という基準が設定されているものもあり、その役割に照らし、この年齢は妥当なものと考えられる。
- ・ 年齢要件については、多くの都道府県・指定都市において現に弾力的な運用が行なわれているところであり、今後も地域の実情を踏まえた検討を行なっていくことが適当。

イ) 居住要件

- 民生委員として選任される者の要件として、担当区域に居住していることや、一定の居住年数を必要とする等、法令が定める以上の運用基準を設けている地域もみられるが、こうした運用の再検討も望ましいと考えられる。
- 過疎化等により地域住民の中から適任者を確保するのが困難という場合もある。こうした場合、居住はしていないとも、たとえば当該地域に長く勤務している等により、地域の実情に通じている者を選任することを認めるといった弾力的な運用も今後への検討課題と考えられる。

- ・ 民生委員法では、民生委員として推薦される者の居住用件について、「当該市町村の議会の議員の選挙権を有する者」と規定するにとどまるが、運用上、これよりも厳しい要件を課すことで、結果的に候補者範囲を狭めている現状もある。
- ・ たとえば主任児童委員から区域担当委員にかわろうとする際に、単位民児協としては欠員があるも、居住区域の欠員ではないため、民生委員になれないといったケースがある。
- ・ また、居住年数要件については、新築の高層マンションでは世帯数が多いにもかかわらず、当該マンションからの委員選任を不可能としている。

ウ) 委員定数および配置基準

- 民生委員の配置基準に関する国の参酌基準は、とくに都市部の区域担当委員の担当世帯数減、主任児童委員の増員に向けた見直しが望ましい。

- ・ 民生委員の定数は、国が示す参酌基準を踏まえ、都道府県が市町村長の意見を聞いて条例で定めることとされている。この参酌基準は、高齢化の進行による支援を要する世帯の増加、子どもをめぐる課題の多様化等のなかで、実情にそぐわなくなっている地域もみられる。
- ・ 区域担当委員の配置基準については、都市部ほど担当世帯数も多く、高齢化等を背景に、年々委員の負担が大きくなっている。世帯数のみを基準に配置を考えるのではなく、高齢化率や児童数、学校数等を勘案し、市町村において柔軟な配置を考えていく必要性が関係者からは指摘されている。
- ・ 一方、町村部、また合併により市となった場合などにおいても、1人の委員がきわめて広範囲を担当している場合もあり、担当区域の広さについても勘案していくことが必要と考えられる。
- ・ 主任児童委員は、児童虐待の深刻化や子どもの貧困問題への対応等、その活動への期待が高まる一方、単位民児協あたり2名もしくは3名という一律の基準であり、都市部等において増員が必要となっている。
- ・ 都道府県・指定都市民児協へのアンケートにおいては、学校との関係が重視される主任児童委員については、小学校・中学校といった学区単位での配置を検討すべきとの意見が多くみられた。

工) 一斉改選の時期

● 民生委員の一斉改選時期（任期の始期）について、現在の12月1日から4月1日に見直すべきとの意見があるが、以下の点を踏まえ、現状においては現行の12月1日が妥当と考えられる。

- ・ 4月1日改選が望ましいとするのは、なり手確保を主たる理由とする。
12月改選では、適任者が4月時点で自治会等の役員等に選任されてしまうことから、民生委員も4月改選とすればそれが改善されるというもの。
- ・ しかし一方、4月改選の場合には以下のような課題が生じるとされる。
 - ✓ 市区町村等職員の人事異動と重なり、新任委員の委嘱事務や研修等に支障が生じる
 - ✓ 住民の異動が多い4月に、市区町村等職員と民生委員が共に変わることは、住民の福祉サービスに支障を生じさせかねない
 - ✓ 民生委員が協力している就学援助等の状況確認に支障が生じる
 - ✓ 単位民児協、連合民児協役員の段階的選任には時間を使い、年度初めの重要な時期に役員が不在となる
- ・ これらを総合的に勘案すると、12月改選後、新任委員研修、民児協役員選任、新年度の事業計画作成等を経て4月の新年度を迎える現行の12月改選の方が利点が多いと考えられる。

(2) 民生委員・児童委員の活動について

1) 現在指摘されている課題

民生委員活動（民児協活動を含む）は、近年、一層多様化している。住民からの相談件数は減少傾向にあるものの、高齢者世帯等の見守りや安否確認のための訪問活動などが増加しており、活動量の増加が委員の負担拡大につながっているとの指摘も多い。

民生委員の活動に関しては、これまで以下のような点が指摘されているところ。

課題の区分	具体的な課題	考えられる背景
1. 役割、活動範囲	●時代とともに活動範囲が広がっており、かつどこまでやればいいのか、不明確になっている面がある	・住民の生活課題の多様化 ・家庭内や地域での相互扶助機能の低下 ・社会的にも民生委員への期待の拡大 ・住民の理解不足(なんでもやってくれるとの誤解)
2. 行政からの依頼事項	●福祉分野のみならず、災害対策、消費者保護、交通事故予防等、幅広い行政機関からの協力依頼が増加 ●各分野の行政機関の間での調整がなされていない。 ●民生委員でなくとも対応可能な事項まで協力要請がなされる ●土日や夜間には行政担当者と連絡がとれず、必要な相談を行なうことができない	・民生委員による協力が規定されている法令の多さ ・行政協力事務の範囲のあいまいさ(自治体ごとの相違) ・住民の生活課題の多様化 ・市区町村行政における民生委員担当部署の体制不足 ・縦割り行政の弊害(民生委員と児童委員の担当部署も相違) ・行政職員における民生委員への理解不足
3. 社協からの依頼事項	●地区社協活動、共同募金、行事の周知等、協力依頼事項が多い ●社協会費の徴収等、民生委員の協力に疑問のある活動の依頼もある ●生活福祉資金等、協働してきた事業においても関係が変化(情報提供の不足等)	・社協職員における民生委員への理解の不足 ・社協の事務局体制の脆弱さ(安易に民生委員に依存)
4. 「充て職」等	●福祉関係団体をはじめ、多様な機関・団体からの役員・委員の就任依頼の増加(「充て職」的な性格のもも多い) ●学校をはじめ、多様な機関・団体等から事業や行事への協力要請や参加依頼がなされる	・民生委員との連携の必要性についての理解の浸透 ・民生委員活動の広がり
5. 住民との関係変化	●相談件数は減るも、見守りや安否確認を要する世帯の増加 ●公的な福祉制度の対象とならない「ちょっとした日常生活支援」の依頼の増加 ●個人情報保護への過度な反応による必要情報の入手の難しさ ●オートロックマンションの増加による訪問活動の難しさ ●支援を拒否する住民の増加	・高齢化の進行、高齢者のみ世帯の増加 ・家族や地域社会における相互扶助機能の低下 ・介護保険制度の見直し(費用負担拡大等)によるサービスの利用控え ・民生委員への理解不足 ・プライバシー意識の高まり ・セルフネグレクト等、課題を抱えた住民の増加
6. 児童委員活動	●児童委員活動についての地域格差 ●児童委員と主任児童委員との連携不足	・すべての民生委員が児童委員であるとの意識不足 ・児童委員、主任児童委員の役割分担の不明確さ

2) 今後、検討および対応が期待されること

今後とも、民生委員には、自らも地域の生活者の一員として、住民視点にたち、住民に寄り添いながら、身近な相談相手や見守り役として、また専門職や専門機関へのつなぎ役としての役割を果たしていくことが期待されている。

同時に、民児協組織の活動に積極的に参加することを通じて、住民の生活課題の改善につながる地域づくりに貢献していくことも期待されている。

そのためには、無理なく活動を続けられる環境整備も重要であり、以下のような取り組みや対応が期待される。

①活動上の負担感の分析

● 民生委員が感じている負担感については、地域特性も踏まえた分析が必要であり、まずは市区町村ごとに分析を行なうことが望ましい。

- ・ 近年、見守りや安否確認等の訪問活動の件数は増加傾向にあるものの、住民からの相談・支援件数は、地域包括支援センター等、種々の専門機関が設けられるなかで減少傾向にある。こうしたなかで活動上の負担感の背景がどこにあるのかを分析することは、今後の活動を考えるうえで重要といえる。
- ・ 負担感の背景には、民生委員としての経験年数の短さや、関係機関との連携上の課題、住民との人間関係、また民児協における個々の委員への支援の濃淡等、種々の要因が考えられる。
- ・ 民生委員の活動は、市区町村行政からの依頼事項にも差があるほか、民児協の自主活動も異なるため、とくに市区町村段階での検討が重要といえる。

②民生委員は専門職ではないことの再確認

● 民生委員は、あくまで地域住民の一員であり、専門職ではない。この点を委員本人があらためて意識するとともに、行政や関係機関・団体、さらには地域住民にも理解を深める必要がある。

- ・ 民生委員は、身近な相談相手、つなぎ役ではあるが、直接的な課題解決の担い手ではなく、また困難事例の解決の中心的役割を担う立場にはないという基本を守ることで負担の軽減につなげていくことが必要である。

③活動範囲の整理

● 民生委員に対しては、行政や関係機関・団体、さらには地域住民からさまざまな依頼がなされるが、民生委員の職務を明らかに超えるものも散見されることから、市区町村などを単位に、地域の実情も踏まえつつ、「対応しない」範囲を整理することで、委員負担を軽減すべきである。

- ・ 民生委員活動は、法令に定められたものを中心とした「行政協力業務」と「自主的な活動」とに大別される。それぞれは密接に関連しているとともに、地域ごとにその内容も異なるのが現実である。こうしたなかにあっては、全国段階で一律に活動範囲を整理し、限定することは困難であり、また、民生委員の役割に照らし望ましくないとする意見もある。

- しかし、たとえばひとり暮らし高齢者が救急搬送される場合の救急車への同乗や入院時の保証人引き受け、緊急手術に際しての同意書へのサイン、さらに面識のない住民に関する警察からの身元引き受け依頼等は、民生委員の職務の範囲を超えると考えられる。
- こうしたケースの多くは、本来、行政の責任において適切に対応すべきものと考えられ、今後に向けて行政と民児協との間で、責任範囲を明確にしておくことが必要となっている。

④行政協力のあり方

- 民生委員は福祉行政の協力機関と位置付けられていることから、現在、市区町村等の行政からの種々の協力要請に対応しているところである。しかし、民生委員の負担軽減のためには、その範囲について、民児協として市区町村行政との間で一定の整理を行なうことが望ましい。
- 行政との関係においては、前項の事例のように、行政として対応すべき事案を民生委員の善意で対処している場合もみられる。民生委員は行政の責任を代替すべき立場ではないことについて相互に確認しておくことが大切である。

- 民生委員は行政の協力者ではあるが、その責任を代わりに担うべき立場ではない。また、自治会・町内会をはじめ、民生委員以外の者で十分対応可能な案件について、安易に民生委員に依頼がなされている事例もみられることから、その改善が望ましい。
- 本来、市区町村は民生委員活動を支援する責任を有する立場にある。しかし、現状においてはその支援は十分とはいえない状況にある。たとえば、夜間や土日・祝日といった閉庁時間において、民生委員が緊急に行政担当者に相談、支援を求めたい場合でも、多くの市区町村ではそれがかなわない状況にある。こうした状況が民生委員の活動上の負担にもつながっていると考えられることから、市区町村行政による早急な対応が期待される。

⑤ 1区域複数委員担当制の検討

- 区域担当委員の負担軽減や住民への相談支援充実のため、今後は、地域の状況に応じて1区域を複数の委員で担当する方式や、2区域を合わせて2人の委員で担当するといった複数担当制の導入も弾力的に考えられるべきである。

- これまで、民生委員活動は、1区域を1委員が担当することを原則としてきた。それは、それぞれの委員が自らの担当区域に責任をもつ、また地域住民が担当民生委員を理解するといった観点から有意義であったといえる。
- しかし、今日においては、地域の状況（高齢者世帯数や児童虐待の状況等）はさまざまであるほか、区域担当委員の3分の1は1期目といった状況がある。それゆえ、今後も1区域1委員担当制を基本しつつも、経験の浅い委員1人で区域を担当することによる負担への配慮も必要と考えられる。
- また、複数担当制とすることで、住民に対する相談支援の充実につながることも期待される。

⑥社協等関係機関・団体等との連携・協働

● 今後、社会福祉協議会（社協）、共同募金会（共募）をはじめ、関係機関・団体との連携・協働を進めるにあたっては、明確な目的・目標の共有のもとで、お互いがそれぞれの強みを活かした補完的な関係を構築することが大切である。

- ・ 民生委員の意識調査においては、活動上の負担の理由として、「社協等からの依頼事項が多い」ことが上位にあげられており、こうした関係機関・団体との連携・協働のあり方についても、市区町村ごとに検討を行なっていくことが期待される。
- ・ とくに社協については、長年にわたり車の両輪として連携・協働してきたが、近年は社協から民生委員への協力依頼が増加する一方、社協として民生委員活動への協力が乏しいという片務的な関係が顕在化しつつある。
- ・ 民生委員と社協との協力による生活福祉資金貸付事業、心配ごと相談事業は現在も民生委員にとって重要な活動と考えられる。また社協が市区町村の支部機能を担う共同募金も、今後とも両者の協力が不可欠である。

⑦民生委員活動を支える仕組み

ア) 協力員制度

● 全国で設置の動きが進んでいる「民生委員協力員」等の制度については、全國一律の制度ではなく、それぞれ地域の実情を踏まえ、地域ごとに工夫を凝らした制度を検討していくことが望ましい。

- ・ 民生委員の負担軽減を考える際には、民生委員に求められる業務内容の見直しや委員定数の増などが重要であるが、住民課題の多様化に伴う民生委員への期待の高まりやなり手不足が指摘されるなかで、「協力員」といった人材を配置することで、地域福祉活動の推進とともに民生委員活動の負担軽減につなげようとする自治体が増加しつつある。
- ・ 各自治体の「協力員」制度においては、その推薦者、委嘱者、活動内容と民生委員との関係、守秘義務、活動費等は自治体によってそれぞれであるが、たとえば高齢者の安否確認訪問の協力を得る等により、民生委員の負担軽減につながっているといった効果も聞かれるところである。
- ・ 一方、協力員となる人材を誰が探すのか、また配置人数が民生委員よりも少ない場合の協力依頼の流れ、さらには法的な守秘義務を有しないなかでの活動範囲や民生委員との情報共有の難しさ等も指摘されている。
- ・ 将来の民生委員候補者の発掘につながることや、民生委員までは難しくとも地域貢献を希望する住民の活躍の一方法として協力員制度は有意義と考えられるが、全国的な制度としていくには、利点や課題について、各地の取り組みの分析に基づくより具体的な検討が必要と考えられる。

イ) 研修の充実

- 民生委員活動の多様化、また住民の抱える課題の深刻化のなかにあっては、民生委員にも幅広い知識や傾聴等の相談技量を高めることが期待される。在任年数の短縮化傾向のなかにあっては、委員研修の重要性は一層高まっており、行政による支援を含め、体系的な研修機会の確保が重要となっている。
- とくに、委員活動を支える民児協の役割が増すなかにあって、新任委員への支援、区域担当委員と主任児童委員との連携、行政や関係機関等との協働等を進めるうえで、単位民児協会長の果たすべき役割は大きいことから、単位民児協会長に対する研修の充実が期待されるところである。
 - ・ 委員研修については、委員に身近な単位民児協等における事例検討なども期待されるが、地域ごとの研修には限界もあり、都道府県・指定都市段階での研修事業の充実が不可欠といえる。しかし、行政による研修補助の予算は削減傾向にあり、その重要性に照らし、関係予算の充実等が期待される。
※民生委員研修については、全民児連が平成25年3月に研修体系およびモデルプログラムを提示しており、その活用が期待される。

ウ) 民生委員制度や活動に関する周知促進

- 民生委員活動は、地域を基盤とするもので、住民による認知と信頼が不可欠といえる。なり手確保の観点からも、今後、住民や幅広い関係者への広報、周知活動が一層重要となっており、行政や社協等の積極的な協力が期待される。
 - ・ 地方自治体における住民の意識調査等からは、若年世代を中心に、民生委員の認知度の低下傾向が明らかとなっている。また、民生委員の存在は知っていても、民生委員に守秘義務があることを知らない住民や民生委員が報酬を得ていると誤解している住民も少なくない。
 - ・ 一方、住民等への周知協力が期待される市区町村行政においても、民生委員制度を十分に理解していない職員もみられる。そのため、公務員研修等において民生委員制度や活動の理解促進を図ることが必要と考える。
 - ・ こうした状況は、民生委員活動と関連が深い学校関係者においても同様の状況が見られることから、教育委員会を含め、その理解が期待される。

(3) 民生委員児童委員協議会について

1) 現在指摘されている課題

民生委員児童委員協議会（以下、「民児協」と略）は、1人ひとりの民生委員・児童委員を支えるとともに、各委員の活動を通じて把握された地域の課題を集約し、民児協としての自主的取り組みや行政への意見具申、関係機関・団体との連携・協働等を通じて解決につなげる重要な役割を担っている。

民児協には、民生委員法の規定に基づき設置される法定単位民児協に加え、市・区、郡、都道府県、全国の各段階に連合民児協が設置されているが、それぞれ、以下のようないくつかの課題が指摘されている。

課題の区分	具体的な課題	考えられる背景
1. 単位民児協の設置区域	●単位民児協の担当範囲、委員数などが効果的な活動に即したものとなっていない場合がある（広域、大人数等）	・町村民児協は法20条により、全域で1民児協が原則 ・市町村合併による影響 ・単位民児協の分割、新設に対する行政の理解の相違
2. 単位民児協会長	●十分な経験や力量を有していない会長の増加	・委員の在任期間の短縮化のなか、2期目で会長となるケース等が増加 ・研修機会の不足
3. 単位民児協の役割	●単位民児協の規模によっては、法24条に規定される民児協の任務を果たすのに困難を伴う場合もある（意見具申等）。	・単位民児協として担うべき役割と、市区段階の連合民児協で担うべき役割が未整理 ・事務局体制が脆弱
4. 単位民児協事務局	●市区部の単位民児協の多くは、会長等の役員が事務局を担っており、負担の一員となっている（会議の準備や関係団体との調整等） ●独立した事務局職員がないために、各委員への研修や情報提供等の機能に格差を生じている ●行政や社協が事務局を担っている町村部でも、事務局担当者の異動により、事務局としての経験値が蓄積されない。	・市や区においては、区域内に複数の民児協が設置されており、単位民児協の区域に対応した行政機関や社協が存在していない ・町村部でも、事務局担当は職員1名という場合も多い
5. 連合民児協	●単位民児協活動を支援すべき市部・区部の連合民児協について、それぞれで活動内容に格差がある ●都道府県・指定都市民児協も実施事業や事務局体制に相違がある	・民生委員法上、市区郡・都道府県・全国の連合民児協に関する規定がない ・連合民児協の担うべき役割が明確になっていない
6. 民児協の活動財源	●各段階の民児協活動を積極的に行なうための財源が不足（単位民児協活動推進費の積算を含め） ●活発な活動を行う場合には、委員自身による負担とならざるを得ない ●都道府県・指定都市段階の研修等の補助額も減額傾向にある	・地方自治体における財政事情の反映 ・民生委員活動に対する行政の理解不足 ・連合民児協について法的な位置づけがない

2) 今後、検討および対応が期待されること

①単位民児協の運営強化のための環境整備

ア) 活動しやすい規模の確保

- 現在、単位民児協の委員数は数名から百名超までの相違がある。また広範囲を担当している民児協も存在する。委員間の緊密な連携や情報交換等に基づく活動のためには、委員数や担当地域の範囲について、地域の実情に基づく民児協関係者の意向も踏まえ、活動しやすい規模が確保されることが望ましい。
- とくに町村は、民生委員法第20条2項において、原則その全域で1単位民児協とすべき旨が定められており、この規定の見直しも検討されるべきと考える。
 - ・ 法令上の課題とは別に、単位民児協の規模や地域の状況に応じて単位民児協の分割等が期待されながら、行政の理解が得られないケースも聞かれるところであり、そうした点の改善も期待される。

イ) 児童委員協議会としての役割、機能の明確化

- 民生委員協議会の任務等は民生委員法において規定されている一方、児童委員協議会の任務については、民生委員協議会のように明確とはなっていない。もちろん民生委員協議会、児童委員協議会の活動は不可分一体のものではあるが、今後、すべての民生委員が児童委員であることを意識した活動を進めていくためにも、児童福祉法において児童委員協議会に関する規定を設け、たとえば児童委員研修等、その機能を明確化していくことも考えられる。

注) 単位民児協は、民生委員法に基づく「民生委員協議会」であると同時に、「児童委員の活動要領」(厚労省局長通知)に基づき「児童委員協議会」を兼ねることとされ、これにより「民生委員児童委員協議会＝民児協」となっている。

ウ) 事務局機能の確立

- 単位民児協会長の負担軽減、また単位民児協活動の充実に向けては事務局機能が重要である。現状では、会長等の役員がやむを得ず担っていることが多いが、たとえば公民館や市民センター、役場や社協の支所・支部等への職員配置等、役員が事務局を担わなくてよい環境の整備が期待される。

・ 現在、市部・区部の単位民児協の多くは、会長等の役員が事務局を担っている。事務局の役割を会長等が担うことは、実務的な負担とともに、本来の役割である各委員への指導助言等に充てるべき時間を割くこととなるを得ない。さらに会長が交代した場合には、事務局機能も低下せざるを得なくなることから、独立した事務局機能の確立が期待される。

エ) 事務所の確保

- 定例会のケース検討においては、住民のプライバシーに関する情報が取り上げられるほか、民児協には個人情報が記載された多くの書類が保管されている。こうした個人情報保護の観点に加え、民生委員同士の励まし合いや積極的な情報交換を可能とするためにも、民児協としての事務所の確保が期待される。

- ・ 現在、単位民児協に加え、市や区の連合民児協においても独自の事務所（事務室）を保有しているところはほとんどなく、定例会なども役場の会議室や地域の公民館を借りる等により対応しているのが実態である。
- ・ 保護司制度においては、更生保護事業に関する拠点として「更生保護サポートセンター」が設置されている（平成27年度で全国446か所）。そこには企画調整保護司が配置され、保護司の支援や関係機関との連絡・調整をはじめ、事務局機能の役割も担っている。こうした例も参考となる。

オ) 財政支援の拡充

● 現在、単位民児協実施の活動の多くは、委員自身による自己負担となっている。日々の委員活動に要する費用の負担に加え、会費としての民児協への経済的負担が民生委員のなり手不足の一要因となっている面も否定できないところであり、民児協の役割に照らし、公的な支援の拡充が期待される。

- ・ 民児協の活動推進費として国が地方交付税に積算している金額は年20万円であり、これは毎月の定例会費用程度にとどまり、その他、都道府県、市町村からの財政支援も限定的といわざるを得ない。
- ・ 住民等に対する民生委員制度や活動の周知のための広報活動費、また委員研修費等について、行政等による支援の充実が期待される。

カ) 民生委員への助言等を行なう専門相談員の委嘱等

● 住民からの相談内容の多様化・複雑化が進むなか、民生委員が安心して活動するためには、民児協組織において専門性ある助言者、相談相手の存在が期待される。そのため、市区町村もしくは都道府県を単位として弁護士等の専門家を専門相談員等として委嘱するといった支援体制の整備が期待される。

- ・ 従前は心配ごと相談事業に専門相談員としての弁護士等が委嘱されていたが、補助制度の見直しに伴い、こうした者も減少している。
- ・ また、近年は、民生委員活動において住民とトラブルとなるケースも少なくない。行政であっても専門的な助言が難しい場合も多く、弁護士等の専門家への相談体制確保が期待される。なお、こうしたトラブル対応等は民生委員のメンタルヘルスにおいても重要となっている。

キ) 民生委員自身による単位民児協運営の活性化への取り組み

● 単位民児協運営の活性化のためには、民生委員自身による相違工夫、また現状改善への取り組みも重要である。たとえば、新任委員が短期間で退任する理由の1つに、民児協内の人間関係や、新任委員の発言・提案を受け入れない雰囲気等があげられている。単位民児協はすべての委員が主体的に参加し、それぞれが適切な役割をもって運営されることが望ましく、こうした民児協運営のあり方について、自ら見直していくことも期待される。

- ・ とくに定例会は情報伝達や情報交換の機会としてだけでなく、事例検討等を通じた身近な委員研修の機会として活用していくことが期待される。

②意見具申機能の強化

- 地域住民の福祉課題、生活課題の解決のためには、民生委員法で民児協の「任務」と位置付けられている意見具申機能を一層発揮していくことが期待される。委員が日々の活動のなかで感じている課題、また民児協活動のなかで明らかとなってきた課題を適切に整理し、行政等への意見具申としていくことが望ましい。

- ・ 民児協の「任務」と位置付けられている意見具申は、民生委員が住民の代言人であり、また地域福祉推進の担い手であることによるものといえる。民生委員であるからこそ把握できる課題を広く行政や関係者に伝え、その解決につなげていくことが期待される。

③連合民児協の位置づけの明確化

- 民生委員活動や単位民児協活動の充実のためには、その支援や連絡調整の役割を担う連合民児協の役割が重要である。しかし、現状においては、連合民児協の設置に関する法令上の位置づけがないため、連合民児協ごとに活動内容の相違や財政力格差が生じている。については、連合民児協の機能強化のため、法令上、その設置、役割について明確化することが望まれる。

- ・ 現在、民児協組織には、法に基づき設置されている単位民児協（法定単位民児協）に加え、市・区、郡、都道府県、全国の各段階に連合体としての民児協（連合民児協）が設置されている。しかし法令上の根拠がないため、自主的に設置された任意組織という性格であり、行政の財政支援も十分でない。

- 連合民児協のうち、とくに都道府県・指定都市の民児協については、体系的な研修の実施主体となるなどの取り組みが期待されるところである。法令上、その役割を示すに際しては、社会福祉法における社会福祉協議会に関する規定（第110条）が参考となるが、とくに以下のような事項を明示すべきと考える。

- ✓ 市（特別区含む）町村民児協の相互の連絡および活動の調整
- ✓ 関係行政庁との連絡および調整
- ✓ 民生委員・児童委員に対する研修の実施
- ✓ 民生委員・児童委員に対する情報提供
- ✓ 民生委員・児童委員活動に関する広報

④単位民児協と連合民児協との役割（任務）の整理

- 民生委員法第24条に規定される単位民児協の「任務」のなかには、単位民児協ではなく、市区町村民児協として担うことが適當と考えられる事項がある。については、連合民児協の法定化と合わせ、それぞれの任務（役割）についても整理することが望ましいと考えられる。

- 具体的には、以下の事項である。

- ✓ 福祉事務所その他の関係行政機関との連絡
- ✓ 民生委員の職務に関して必要な関係各庁への意見具申
- ✓ 市町村の区域を単位とする社会福祉関係団体への加入

おわりに

創設 100 周年を迎える民生委員制度は、それぞれの時代において、制度や活動内容を見直しつつ今日に至っている。しかし、常に一貫していたのは、方面委員また民生委員が常に地域住民のそばにあって、地域住民との信頼関係のもとに活動を続けてきたことである。このことは、今後とも変わることのない民生委員制度の本質といえる。

今日、家族や社会の姿、また人びとのライフスタイルが変化するなかにあって、地域住民の抱える課題は一層多様化、複雑化している。さまざまな課題を抱え、支援を必要としながらも、適切な支援につながっていない人びとも多い。

住民の身近な相談相手であり、地域の見守り役である民生委員・児童委員への期待は大きく、これからも地域住民に寄り添い、その生活課題に向き合い、さらに地域社会の諸課題の解決に取り組んでいかなければならない。

しかし一方で、民生委員・児童委員の負担の拡大、またなり手確保の困難さが指摘されるなど、民生委員・児童委員制度を維持、発展させていくために解決すべき課題も多い。

本検討委員会においては、こうした情勢を踏まえ、これまでの 100 年にわたる民生委員制度の歴史の総括とこれからの社会の展望、そして現状と課題の整理のうえにたって、今後の民生委員・児童委員制度や活動のあり方を展望し、検討を行なってきた。

今回の中間報告は、この間の検討内容の要点を整理するとともに、今後に向けて期待される取り組みについて、できる限り具体的な提案を行なったものである。

もちろん、すべての課題について具体的な提案を行なっているわけではない。たとえば、都道府県・指定都市民児協のアンケートにおいて意見が寄せられた、

- ・民生委員・児童委員に協力が求められている行政協力の内容に関する具体的整理
- ・住民への支援活動に必要な個人情報に関する行政からの提供不足への対応
- ・民生委員・児童委員の経済的負担、心理的負担への対応や活動費のあり方
- ・退任民生委員・児童委員による協力のあり方

などは、今後、さらに検討が必要な課題といえる。

また、委員会の協議のなかでは、民生委員・児童委員活動の「7 つのはたらき」について、今日的な視点からあらためて解説を行ない、関係者の理解に資するべきとされている。

今後、委員会では本中間報告を基本に、こうした課題のさらなる検討とともに、一層重要性を増す民児協活動について、各地の先駆的事例なども参考に、その方向性や具体的活動などの検討を進める予定としている。

とくに、100 周年からの 10 年間の全国の民児協活動の方針となる「100 周年活動強化方策」についても早期に原案を作成し、全民児連全体での協議に供したいと考えている。

ぜひ、全国の関係者におかれては、それぞれの地域において本中間報告の内容についてご協議いただぐとともに、積極的なご意見をお寄せいただければ幸いである。

これからの民生委員・児童委員制度と活動のあり方に関する検討委員会

委員名簿

平成 28 年 11 月現在／敬称略

委員長	堀 江 正 俊	全民児連会長	島根県
委員長代理	上野谷 加代子*	学識経験者	同志社大学教授
(作業委員長)			

(全民児連)

委 員	得 能 金 市*	副会長	富山県
同	加 納 多恵子*	副会長	兵庫県
同	本 田 晴 子	理 事	北海道
同	大 野 トシ子*	評議員	千葉県
同	寺 田 晃 弘	理 事	東京都
同	本 田 學	評議員	岐阜県
同	松 下 明	理 事	和歌山县
同	猪 上 優 彦	理 事	広島県
同	藤 目 真 眞*	理 事	香川県
同	藏 當 博 文	評議員	沖縄県

(学識経験者)

同	市 川 一 宏*	ルーテル学院大学 学事顧問・教授
同	松 原 康 雄*	明治学院大学 学長・教授
同	中 島 修*	文京学院大学 准教授
同	高 倉 正 樹	読売新聞 東京本社社会保障部記者(～28年10月)
同	滝 沢 康 弘	読売新聞 東京本社社会保障部記者(28年11月～)

(都道府県・指定都市民児協事務局)

同	森 壇 学*	大阪府民生委員児童委員協議会連合会 事務局長
同	山 中 宗 一*	川崎市民生委員児童委員協議会 事務局長

(全国社会福祉協議会)

同	山 田 秀 昭	全社協参与／保健福祉広報協会 常務理事
---	---------	---------------------

注) *印ある委員は、作業委員会委員を兼ねる。

